

国外への資産逃避は防げるのか？

以前もお話しましたが、税務署が国外とのお金のやり取りを把握しているのに、**国外送金等調書制度**があります。これは1回当たり 100 万円超の国内金融機関への入金、国外金融機関への送金がある場合、金額、目的などを金融機関から調書を提出させるものです。海外から多額の入金がある場合には無申告の国外財産があると見て、税務署は**お尋ね**を納税者に送付し、申告を促してきます。

ただ、この国外送金等調書だけでは、海外へ出たお金がその後どうなったかわかりません。そもそもこの制度ができるバブル崩壊前に出ていった資金や、海外に住む間に蓄積し、現地で預けられたままの資産も、国内に送金されない限り把握できません。

そこで国外財産そのものをつかむ新たな仕組みも導入されました。今年末保有分から求められる**国外財産調書**です。今年の年末に 5,000 万円を超す国外財産がある個人に、種類、数量、価額などを申告させるものです。当初の規定では米国債や外国投信など国内金融機関で購入した国外発行体の証券も申告対象に含まれていましたが、平成 25 年度税制改正でその要件は除かれました。でもその分は国内財産対象の**財産債務明細書**で把握されます。財産債務の明細書は、年間所得が 2,000 万円以上の個人が確定申告に添付して提出を義務づけられています。

さらに今年の税制改正で注目されるが、海外資産に対する相続税、贈与税の課税強化です。例えば、今年4月から**被相続人が国内に居住していれば、相続人が日本国籍を持たなくても課税されることになりました**。従来は日本国籍を持たない場合、あるいは被相続人、相続人がともに5年を超えて国外に住んでいる場合は、国外財産に課税されることはなかったのですが、富裕層の間で子や孫が意図的に国籍を離脱し、租税回避する動きが見られるとして、これを防ぐ狙いがあるようです。

| 相続人・受贈者 被相続人・贈与者 | | 国内に住所あり | 国内に住所なし | | |
|---------------------|------------|------------------|------------|-----------|-----------|
| | | | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | 国外居住 5 年以下 | 国外居住 5 年超 | |
| 国内に住所あり | | 国内・国外財産 ともに課税 | 国外財産にも課税 | | 国外財産にも課税 |
| 国内に住所なし | 国外居住 5 年以下 | | | | 国内財産のみに課税 |
| | 国外居住 5 年超 | | | | |

海外逃避資産の課税強化で注目されるのが、よその国の話ですが今後適用を本格化する**米国の国外財産把握制度、FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)**です。これはアメリカ人の国外口座の情報提供を米国以外の金融機関に義務付けるもので、米国に進出する日本の金融機関もその対象となります。これによりアメリカ人は国籍を離脱しない限り、世界のどこにいても財産を把握されることとなります。いずれ日本の課税当局も、このような究極の制度で、国外へ逃避した資産は把握を目指すのでしょうか。